

第四十八回 参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和四十年三月三十日(火曜日) 午後二時四十九分開会

委員の異動

三月二十七日

補欠選任

森部 隆輔君

久保 勤一君

堀本 宜実君

後藤 義隆君

武寿君

石田 次男君

辻 武寿君

補欠選任

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

仲原 善一君

理事

田中 啓一君

森 八三三君

山崎 齊君

渡辺 勘吉君

岡村文四郎君

北口 龍徳君

小林 篤一君

温水 三郎君

野知 浩之君

藤野 繁雄君

堀本 宜実君

森部 隆輔君

大河原 次君

戸叶 武君

北條 篤八君

高山 恒雄君

衆議院議員

衆議院議員 笹山茂太郎君

衆議院議員 谷垣 專一君

國務大臣

自治 大臣

農林 大臣

農林省畜産局長

自治省財政局長

事務局側

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

柴田 護君

榑垣徳太郎君

吉武 恵市君

谷口 慶吉君

本日(の)會議に付した案件

競馬法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(仲原善一君) ただいまから委員会を開きます。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日付をもって、委員石田次男君が辞任され、その補欠として辻武寿君が委員に選任されました。

○委員長(仲原善一君) 競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

現在行なわれておりますい、わゆる地方競馬は、競馬法第一条に基づき、都道府県または指定市町村がそれぞれその主催者となって施行しておりますことは御承知のとおりであります。

このうち競馬の施行できる市町村は、著しく災害を受けた市町村か、その区域内に地方競馬場がある市町村に限って、財政上の特別の必要を勘案して、自治大臣が農林大臣と協議の上、指定するよう法定されており、昭和三十九年度における指定市町村数は百二十八となっておりますのであります。

ところで、地方競馬についてのこのような規定は、昭和三十六年に、公営競技調査会が行なった答申に基づき、翌三十七年に実施された法律改正によって設けられたものであります。改正法律は、その附則において、「この法律の施行の際、現に指定を受けている市町村は、昭和四十年三月三十一日までは、改正後の第一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす」との経過規定を設けまして、従来の指定市町村の地方競馬施行権を三年間延長し、当該市町村の財政上の激変を避けることとしたのであります。

自來、三年を経過し今日に至りましたが、いよいよその経過期間が満了し、現在地方競馬を施行している市町村は、すべて新たに自治大臣の指定を受けなければ、四十年三月三十一日限り競馬の施行ができなくなつたわけであり、法律上、この再指定は、著しく災害を受けた市町村または地方競馬場所在市町村に限られるため、百二十八市町村のうち約八十近くの市町村が再指定ができないと認められるに至つたのであります。

しかるに、最近における地方財政の状況は、経済界の不況によりまして収入の伸びが低下する一方、産業基盤の整備や生活環境施設の整備など、緊急かつ多額の財政需要をかかえてきわめて窮迫しており、とりわけ競馬を施行している指定市町村の多くは大都市であるため、これらの市町村は地方の中心都市であるため、これらの市町村は人口の急増等によりまして、教育施設、街路公園の建設、上下水道等の生活環境施設の整備、住宅の建設、各種公害対策等のため、きわめて緊急かつ

多額の財源を必要としておりまして、このような財政需要は地方交付税等による通常の財源付与では、なかなかまかなない切れない事情にあるのでございませう。

このような現状にある指定市町村について、法律の示すところに従い、再指定が行なわれず、いま直ちにその収入の道を絶つということになりますと、いたずらに財政上に混乱を与え、教育、住宅、土木、厚生労働、畜産奨励等に諸施策の推行に著しい支障を生ずることは明らかであります。

したがういまして、以上のような指定市町村の現況にかんがみ、この際さしあたり、昭和四十年三月三十一日限りの施行停止を三年間延長することとして、本案を提出した次第であります。

なお、三年間延期することとした理由は、政府において地方競馬を施行している市町村の財政問題及び競馬収益の配分方法や自治大臣の指定基準その他の点に關しまして、根本的な改善を加えるべく検討する期間として三年間が適當であると判断したものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(仲原善一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○渡辺勘吉君 ただいま提案の趣旨を伺つたのであります。まず第一にお尋ねをいたしたい点は、地方財政の不足財源として地方競馬を用いるという事は、その手段としてはたして適當であるかと考へておられるのかどうか。他により合理的な方法があるのではないかと考へるのであります。この点についての提案者の納得のいく説明を求めます。

○衆議院議員(笹山茂太郎君) たいまのおおねでございますが、地方競馬の關係は、相当沿革的に長い間からやっておられる事情であり、それが地方財政の關係におきまして、相当密接な關係があるということは御承知のとおりでございます。もちろん地方財政の確立という点から考えれば、地方競馬というものは不可欠な存在ということではまいらぬと思つてございまして、何しろ現在の状況下におきましては、従来の沿革もあり、また、これに依存した経過もありますので、この際、急激な変更を避けたい、こういう趣旨で本案を提案しようなわけでございまして。

○渡辺勤吉君 政府のほうはどうですか。

○政府委員(柴田護君) 政府といたしましては、競馬、競輪その他の収益金をもつて、地方財源のあるべき姿と申しますか、正当と申しますと語弊がありますが、地方財源の本来の財源という形でもつてこの収益を考えたわけではございません。できるだけ早くこういうものを本来の財源に切りかえていくという姿をとりたいとは念願いたしておりますけれども、諸般の情勢上、今日まで十分そういうような機会にまだ至らないというのが現状であります。

○渡辺勤吉君 これはいまさらさかのぼるまでもなく、三年前に、三カ年を延長する際にも、当然この期限内に、抜本的に政府自体としても取り組んでしかるべきであつて、四十年三月三十一日の期限まぎわにおいて、同様の趣旨の説明をするということは、はなはだどうも、政府の従来とつてきた態度としては納得しがたいことなのであります。その点は自治省としてはどう考えますか。

○政府委員(柴田護君) おしかりを受けるのは当然かと私も思つてございまして、この競馬法の改正が行なわれました当時の地方財政状況といたしましては、いわば経済全体が上り坂にございまして、その調子でまいりますれば、この競馬法の改正法の本法が施行されるときには、比較的スムーズに、完全な新法に切りかえられるだろうということを考へておつたのでございまして。

れども、ちょうど一昨年度の終わりごろから、非常に地方財政が逆調になつてまいりました。そして地方団体側も財政運営に苦慮する状態が深まつてまいつたのでございまして。それで、これも切りかえるということが、実際問題といたしまして、逆に地方団体に財政上の激変を与えるといったような結果が憂慮されますので、私どももいたしましては、期限の到来をいたします際に、もう少し猶予期間をいたしまして、その間の切りかえの調整というところを考へてつたのでございまして、けれども、なかなかこの間の調整が、財政が苦しくなればなりませんほどむずかしくなつておつた。そこでまあ、その間、どのように持つていくかということにつきまして、いろいろ苦慮いたしておつたわけでございます。ちょうどそのときに、衆議院側におきましてこの間の事情を御了察になりまして、このような御提案をいただきまして、私どももいたしましては、そういう意味合いでよく正直に申し上げましてほつといたしておるような状況でございまして。

○渡辺勤吉君 たいまの答弁を伺いますと、三年間の期限延長をした時点では経済の上昇過程にあつたのである、したがつて、三カ年中にこの経済の上昇傾向が持続するものと思つて、三年の期間というものを理解した。しかるに昨年から経済の動向が逆調に転化したので、幸い議員提案として、さらに三年を延長するということはたいへんけっこうだといふ局長の答弁でありますけれども、議員提案がなかつたらどうしようとしたのですか、それでは政府として。しかも三年の間で、それらの期限法を取り上げた二カ年は、経済は予想どおり順調に推移した、残る一カ年で逆調に転化したというところは、今後三年という期間を延長する根拠にも関連があることでありまして、もつと國民の納得する説明をひとつ求めます。

○政府委員(柴田護君) 結局、この問題の見通しが私どもとしては甘かつたということ率直に告白せざるを得ません。結局、改正競馬法の趣旨にのつとつて、切りかえていくということになります。

ば、その間に、従来旧法によりまして競馬をやつておりました団体から、新法に移つた場合に競馬ができなくなる、その間の財政的な処理を経過的に考へていかなければなりません。それを一挙にいたしますことは、財政全般が苦しいときにおきましては困難であります。したがつて、経過的にやはり考へていかなければならぬ。そういたしますと、やはり二、三年の時日が要るだろう、その間に無理なくその間の調整がつく、こういうことになるわけでございます。そこで、経済が順調でございまして、そう大きな苦勞もなく、そう關係団体に財政的な激変を与えずに済むということが考へられるわけでございますけれども、財政が苦しくなつてまいりますれば、その間の調整にいろいろ苦勞も出てまいりますし、いろいろ配慮してまいらなければならぬ点もあるわけでございます。そこで私どももいたしましては、実はいろいろ考へました結果、何らかしばらくの猶予をしていただかなければならぬだろうということ、実は政府部内におきましては農林当局ともお話し合いをし、お願ひもしてまいつたわけでございます。しかし、その間なかなか話が進みませんで、いろいろ交渉を重ねておりました。最中にちょうどこういう御提案がありましたので、非常にこの御趣旨につきましては、むしろ率直に申し上げまして、先ほど申し上げましたように、まあ助かりましたというのが実情でございます。

○渡辺勤吉君 まあ、かなり問題が答弁の中にはあるわけでありまして、どうも自治省自体の、競馬法がさらに延長されなければならぬという地方自治体に対する客観的な認識に基づく抜本的な適正な措置については、非常にこれは責任を回避した経過を何としても指摘せざるを得ないわけでありまして。たいまの答弁では、いづれもう少し内容にわたつてお尋ねをして、さらに、いまの基本的な点にまた戻つてお尋ねをいたしたいと思つておりますが、審議の都合上、具体的な内容に入つてお尋ねをいたしますが、この地方競馬がどういふ実施の状態にあるかということ、もう一つは、この指

定された市町村の財政に占める地方競馬収益の割合と申しますか、そういうものは一体どうなつていふかということの詳細にまず御説明願ひたいと思つております。これは提案者でもいいし、政府でもいいのです。

○衆議院議員(笹山茂太郎君) 政府のほうからお願いいたします。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 地方競馬の昭和三十九年の施行の状態を私からお答えします。施行総数は都道府県が十七、市が百、町村三十、競馬場が三十二、競馬の施行回数三百四十一回、延べ日数は千九百八十七日、入場人員は九百六十一万五千名、売り上げ金額は八百五十八億八千万円、収益金は三十九年が出ておりませんが、わかつておりませんが、三十八年度で七十億六千万円、売り上げ金額に對しまして九・九％という金額になつております。

○政府委員(柴田護君) 競馬の収益關係でございますが、昭和三十七年度決算で見ても、施行者収益が七十七億、三十六年度がこれは五十二億でございますが、相当伸びておるわけでございますが、したがつて、収益率は一割二分くらいであります。これはどういふものに使われているかと申しますと、教育費が一番多うございまして、それから土木、主としてこれは道路、橋梁關係だと思つて、教育費、道路費といったようなもののおもなものでございまして。各施行団体の収入との比率を見ても、二割というところもございまして。所によつては税収入をオーバーしておるわけでありまして、団体によりその態様は区々でございまして、そういう指定された団体におきましてはきつめて重要な財源になつておるといふことが言えるかと思つております。

○渡辺勤吉君 最低で当該市町村の税収の一割なんです。それから最高が税収の二倍、その平均は一体どのくらい、これを三十七、三十八についてもう少し詳しく報告してください。

○政府委員(柴田護君) 平均したものはございませぬけれども、一番高い団体では税収入の一九〇%というのがございます。それから一五〇%、非常に少ない団体では一%以下のところもございませぬ。

○渡辺勸吉君 一%以下ですか、最低で。

○政府委員(榎垣徳太郎君) はい。

○渡辺勸吉君 これは三十七年度ですか、三十八年度ですか。

○政府委員(柴田護君) 三十八年度でございませぬ。

○渡辺勸吉君 それでは、次をお尋ねいたしますが、これは災害関係のために特に開催される目的があるわけでありませぬ。この災害復旧のために支出された競馬収益ですね、その支出状況。そしてまた、その当該市町村の復旧というものがこれによってどれだけ寄与したかということ、本法運用の中心課題でもありますが、その状況はどうなっておりますか。

○政府委員(柴田護君) 収益金の使途別を見てまいりますと、三十三年で、指定市町村の収益七億の中で災害復旧に使われたのが四千万、三十四年度は八億のうち七千五百万、三十五年が十一億のうち六千九百万、三十六年度が二十一億のうち一億、三十七年度が二十八億中七千四百百万、これが直接災害復旧に使われた額でございます。したがって、たとえば災害関係の元利償還金等に充てたりしたものがあつたわけでありませぬ、その点はこの中には含まれておりませぬ。

○渡辺勸吉君 三十三年が七億のうち四千万ですか、そうして三十七年ころになると二十八億のうち七千四百百万、こういうものが直接災害復旧費として総体の競馬収益の中から使われた、こういうふうには理解していいんですか。

○政府委員(柴田護君) そのとおりでございませぬ。

町村にどういふ影響を与えるか想定を立てておられますか。

○政府委員(柴田護君) 指定市町村の中で突然収益金がなくなつてしまつてしまつてしまつてしまつてしまつて、先ほど来御説明申し上げましたように、教育、土木等々の事業費用に充てておりました財源がなくなつてしまつてしまつてしまつて、非常に財政的にその運営に苦慮するといふ状態が起るだらう。しかも、その数が、競馬を現在行なつておる市町村の中で半数以上のものでなくなつてしまつてしまつてしまつてしまつて、その変化を無理なく吸収してしまつてしまつてしまつて、地方財政としては適当でないだらう。そこで、財政が経済全般に伸びているときにおきましては、税収入も相当あるわけでございますので、あまりその辺のところは深刻に考えなくても無理なく移行できるかもわかりませぬけれども、経済が逆調になつてまいつておられます場合におきましては、一般の財政が苦しい場合でございませぬ、それにかつて加えて、かような激変が生じてまいりますと、その団体にとりましては非常な痛苦を与えることになりはせぬ。

その間を矛盾なく吸収するためには、しばらく猶予を願ひまして、そして、その間にこれを段階的に吸収していくような方途を考えていかなければならぬだらう、かように考えるわけでございます。

○渡辺勸吉君 それでは、今後の見通しについて伺ひますが、この一部改正法律案の趣旨説明にもありますように、今回さらに三カ年期限延長した場合に、四十年以降四十二年まで毎年度売り上げ代金をどれだけ想定し、毎年度その売り上げの何%の収益を見込んでおられるのですか。

○政府委員(柴田護君) この関係のもので四十年度といたしましては約百億くらいと考へております。これをどのような形でもつて吸収を、ほかの

財源と振りかえていくか、あるいは中には府県に吸収されるものもございませぬ、その間の交通整理をして、逐次新法に円滑に移行していくという方途を講じてまいりたいというふうに思つてございませぬ。

○渡辺勸吉君 もっと私の質問に適切に答へてもらわぬといふかぬです。四十年度は百億と見たら、それに対する収益をどのくらい見ておられますか。四十一年度は入場者数とか、そういうことまかいはバツクベータとしてあるでしょうが、それは伺ひませんが、四十一年度、延長二年目はどれだけの売り上げを見込んで、それに対する収益をどれだけ見ておられるのか、最終三年目にはどれだけの売り上げに対してどれだけの収益を見ておられるのか、その内容をもつと的確に答へてくださいます。

○政府委員(柴田護君) 質問を誤解いたしております。失礼申し上げました。私どもの推算では、四十年度で約九百七十億前後の売り上げがあるだらう。これに対して収益としては百億前後、推算ができませんけれども、まあ大体二割程度の伸びが予測されるというふうに考へております。

○渡辺勸吉君 そうすると、四十二年の競馬収益は大体百四十数億と、こう見ていいわけですか。

○政府委員(柴田護君) 大体そうだらうと考へております。

た、その検討の途中であればその状況と、おおよそのあるべき適正配分の基準というものはどういふ方向で作業を進めておられるのか、その点をお伺ひをいたしたいと思います。

○政府委員(柴田護君) 私どももいたしましては、やはりいま申されました百億ないし百四十億前後の財源というものは、府県のものもございませぬ、市町村のものもある。中には市町村に競馬場がありまして、今後もある程度指定が予想されて、そして競馬をやつていくという団体、それから新法に移りますれば直ちに施行権がなくなつてしまつてしまつてしまつてしまつてしまつて、この施行権がなくなつてしまつてしまつてしまつて、その財源をほかの財源で振りかえてまいらなければならぬ。やはり事業財源ですから、地方債その他の配分も考へてまいらなければならぬ。交付税の配分等につきましても配慮してまいらなければならぬ。あるいはまた、市町村がやりました回数や代替して府県がやりました場合に、その売得金を市町村に還元するといふような方向、いろいろ方法がありませぬけれども、そういう方向も取り入れてまいらなければならぬ。それらのことを総合的に考へて、無理なく新法に完全に移つていく、こういう態勢をとつてまいりたいといふこと考へておるわけでございます。大体はやはり府県で財源をかわつて考へて、そして府県の競馬、市町村が従来やつておりました競馬回数というものを、府県競馬の中にある程度吸収して、それ市町村への還元といふことをひとつ中心の柱として考へていかざるを得ないのじやなからうか。

それがまた新しい競馬法の趣旨に沿つていふと、より根本的には、やはりこういふものは本来の一般財源に振りかえるといふことを頭に置いておるわけでございます。ただ競馬の場合は、財源もさることございませぬけれども、その他の、たとえば競輪でございませぬとか、あるいはモーターボートでございませぬとか、あるいは若干その目的を異にいたしておりますので、その辺のところは

十分配慮してまいらなければならぬというふう
思うのでございます。

○渡辺勸吉君 どうもわかつたようなわからぬよ
うな答弁であります。三年はまたたく間に來る
と思うんですが、この時限法が新たに本院によ
て成立した場合、三年後に再び延長するといよ
うな、そういうぶざまなことをせずに、この市町
村財政が自立し得るように最大の努力を傾注し
て、今後三年間に取り組まなければならぬ責任が
政府にはあるわけでありませう。その三年の間に
はなほだしいところは税収の二倍もこの益金に依
存している市町村があるというふうな特殊な場合
はまあ別といたしましても、かなりその依存度
高いわけですね。したがって、よほどこれは精神的
に取り組みませんと、市町村財政が自立し得る、
こういう競馬益金というふうなものに依存しない
で体制を確立させるということ、容易なわざで
はないと思うのでありますが、基本的には、自治
省としてはどう対処しようとしているのか、その
点をひとつ御明示を願いたいのであります。

○政府委員(柴田護君) 私が最初に申し上げまし
たように、その間の見通しが甘かったために、か
ような事態を招いたのでありませう。その点は財
政当局者としては非常に深く責任を感じていま
るわけでございます。したがって、幸いにこの措
置が講ぜられました。これは、期限の終
期までに、計画的に責任を持って新法に移行でき
るように財政的な措置の万端を講じてまいらな
るべきでございます。

○渡辺勸吉君 大臣級の非常に次元の高い答弁で
ありますが、あなたははずれ役人としてもさらに
出世街道をばく進する優良官僚の一人でありま
しょうが、あなたはおそらく三年後にはいまのよ
うな地位におられないと思うので、いまの
ことは、こころいざい政府の責任においてはず
りと明らかにしていただきますと、また三年を
たったころに、どろなわ式といひますか、延長す
るなどということは、いかに与党の議員諸君で
も、これは私の顔も三度といひますが、できない。

市町村財政がこの競馬益金によらなくても自立し
得るといふ、いま三割自治といふ一般的なことば
で表現されているような、一そう中央集権によつ
て地方自治が、その自主性が稀薄になりつつある
傾向の中に、よほど政府としてはものごとの本
体を踏まえて自立し得る態勢といふものを、総力をあ
げて取つ組んでもらわなければこれは解決できな
い。私は憂えるから伺っているものであります。き
うここで何とかまあ一時間かそこら答弁して、
それで済めば、あとは廊下へ出て深呼吸をするよ
うな、そういうわけにはまいらぬのであります。

これは記録にもはつきり載つて、政府の責任にお
いて、これらにかわり得る地方自治体の自主的な
財政の確立という、広範なこれは大きな政治課題
を含んでいる課題でありますので、その点につ
いては、三年を待たずして、三年以内には確実に市町
村財政が自立することを、明確に国民に向かつて
約束ができますか、どうですか。きょうは予算委
員会の総括質問で、担当大臣の出席もただいませ
んけれども、あなたは政府の代表者として、その
ことを国民に明確に約束ができますか。くだいよ
うでありますか、この点についても一度明確な
御答弁を求めます。

○政府委員(柴田護君) 私がお答え申し上げまし
たのは、衆議院の本法案審議の段階におきまし
て、自治大臣から御答弁になりましたところと同
じことを申し上げたのでございます。いまお尋ね
の、地方自治体の財源面からする確立の問題とい
うことになりませうと、問題が大きすぎますので、
私の手に負えません。しかし、事この競馬法に関
します問題に關しましては、先ほどお答え申し
上げましたとおりでございます。

○渡辺勸吉君 それでは次に、公営競技調査会、
これが去る三十六年の七月二十五日に、政府に対
して答申をされておりますが、この中で、三十七
年に法律の一部改正が出されまして、答申の中の
一、二の項目については、それらの指摘された問
題について、改善の措置が講ぜられたことは認め
るにやぶさかではありませぬけれども、その他、

表に出ない答申の中で、政府としてはこの答申を
受けて、地方競馬の施行にどのような改善をなさ
れておるか二、三にわたつてお尋ねをいたした
と思ひます。

第一点は、答申の第六について伺ひますが、
「公営競技による収益の使途については、公営競
技発足当時との状況の変化に鑑み、次の点を考慮
する。」として、「売上金の一部を、関連産業等の振
興に充当することとするが、その他に福祉事業、
医療事業、スポーツ、文教関係等にも成可く多く
充当することとし、この趣旨を法律に明記するこ
と。」とあります。これがいかになされておるの
か。

もう一つは、特にこの点について詳細にお聞き
をいたしたいのでありますが、「一部の地方団体
において、その財政が公営競技に強く依存してい
るのは好ましくないことであるので、国及び地
方団体は協力して出来るだけ早く、かかる事態を
なくすよう努力すること。」、この二点にわたつて、
公営競技による収益の使途について答申をしてい
るのではありませんか、この答申を受けて、自來三年
を経過した間に、これらの二点についてはいかな
る措置を講じてこれらのでありますか。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 第一点について私か
らお答えいたします。

答申の第六の、公営競技による収益の使途につ
いて、まず(甲)の答申に關しまして、先生のお話しに
も出ましたように、三十七年の競馬法の改正によ
りまして、地方競馬全国協会への交付金の規定を
設けまして、一定の売り上げ金の中の比率の額を
地方競馬全国協会に交付をする、そうして、その
うちから一定額をの畜産振興費に充てるとい
うことの規定を設けましたことと、それから同じ
く競馬法の改正におきまして二十三条の三を設
けまして、「収益の使途」というところで「都道
府県は、その行なう競馬の収益をもつて、畜産の
振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の
発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施
策を行なうのに必要な経費の財源に充てるよう努

めるものとする。」という使途訓示の規定を置いた
わけでございます。

○政府委員(柴田護君) 財政関係の点につきまし
ては、この公営競技調査会の答申の趣旨に沿つて
指導はしてまいつておるのでございませぬけれど
も、残念ながら最近の地方財政の状況は窮屈さを
増してまいつておるので、必ずしも十分にそ
の効果はあがつておりませぬ。しかし、私どもと
いたしましては、大体不拡大方針を強く堅持いた
しておりますし、それからまた交付税その他の算
定を通じまして、なるべくこうした団体には財政
的には措置を充実してまいらぬ方向で努力をしてま
いておられます。たとえば弱小団体に対しまし
て、基準財政需要額の算定を通じて財源を傾斜的
に配分するといつたような措置を年々強めてま
いておられます。その一助でございます。ま
た、個々の団体が行ないますことが、かえつて
こういつたものに財政を強く結びつける一つの原
因でもございませぬので、なるべく組合をつくら
せまして、組合で競馬を行なわしめるといつたよ
うな方向で指導をしてまいつておる次第でござい
ます。

○渡辺勸吉君 とにかくここで答申をしておりま
すことは、その当該市町村におきまして、その財
政が公営競技に強く依存している傾向があるのは
好ましくない、そこで、政府及び地方団体は相協
力し合つてこういう事態をなくすよう努力する
という答申でありませぬが、その方向というものは、
むしろ事態は逆行しておるのでせう。たとえ、
もう少し伺ひますが、この法律が三年延長された
場合に、昭和四十年度の益金は百億である、この
百億という収入は、この開催市町村の税収の伸び
率と見合つた場合に、そのバランスがとれてい
るかどうかというところが問題になるわけですね。昭
和四十一年度は、前年と対比して二割の伸び率を
見ている、四十二年度はまたその二割の伸び率を
見ている、その当該市町村の租税収入の伸び率は何
%ぐらいの伸び率を見た中でこの収益の伸び率を
二割と見たのであります。その点を関連してひ

とつ説明してください。

○政府委員(柴田謙君) ほぼ二割というように概算をいたしましたのは、過去におきまする全体としての施行者取益なり、あるいは売得金なりの伸び率というところから大ざっぱな計算、通しを立てたわけでございます。個々の団体について一つ一つ計算したものに基づくものではございませぬ。したがって、御指摘のように、団体によりましては税収の伸び率を上回るところがあるかも知れませぬし、また、団体によりましては税のほうがかかるに強く伸びるところもあるうかと思っております。

○渡辺勳吉君 もちろんこれは市町村自体によつていろいろ違つておられますが、少なくともこの答申の趣旨を生かしていくために、その依存度を低下させるということに固も地方団体と相協力し合つて努力をしなければならぬ。その努力がいかに実績にあらわれるかということがもつと納得のできるような説明でありませぬと、事態は一そう窮乏する、自主財政の中でむしる答申とは逆に依存度が漸増するということになれば、先ほどのあなたの答弁の抽象的な表現については、私もそうあるべきであるという考え方のもとに、これを認むるにやぶさかではありませんが、計数的にこれをさらに納得できるようにとつ説明がありませんと、一寸伸ばし、五分伸ばしというふうなことで、またぞろこれは三年をたつたかたないうちに、またこういう時限法の手直しをせざるを得ないのじゃないかと、まあこういう懸念を持つのであります。まあ懸念であることを私は望むのであります。それは渡辺委員の懸念である。事態はかくのごとく、政府も精力的にこの依存の判り合いを低下するように努めておられ、三カ年の展望はかくのごときものであるというところを、傾向としてもう少し数字を使って御説明を願いたいと思つております。

○政府委員(柴田謙君) それが数字を使って明確に御説明ができるような状態でございますればいいのでございますけれども、残念ながら現在の段

階におきましては、計数的に四十年、四十一年、四十二年という年次を追つての姿というものは、明確には実はいたしかねるのであります。しかし、財政規模は毎年相当ふえておられますし、特に社会開発といつたような問題が地方の中心問題になつてまいりますれば財政規模はいやでもこれはふえてまいる。地方税の持つ伸長度から申し上げても、税収入は相当伸びていくわけでありまして、こういうことも、かりに毎年二十億といつたような程度の伸びでは、総体の比率からいいますならば税収入の伸びの比率が多少それらを下回りましたも、伸びの絶対値が違いますから、依存度といつたものは逆に減つてくるということになることはほぼ間違いないというふうに思つておられます。つまり伸び率そのものからいいますならば、税収入を上回るような団体でございませぬ、伸びる絶対値は、これは問題にならないような懸念がございませぬから、依存度から申し上げますならば、その率は逆に減つてくるだらう。したがつて、全体としては十分計数をもちつて詳しく御説明をいたしかねますけれども、傾向といたしましては御指摘のような方向にいくことになる、こういうふうに考えるわけでございます。

○渡辺勳吉君 まず納得したことにしよう。次に、この答申の第十でありまして「公営競技関係者の雇傭、労働その他の関係を近代化する。」と答申をいたしておられますが、これが三十六年の答申を受けて、どのようにこれらの雇傭、労働関係が近代化されたでありませうか。

○政府委員(榎垣徳太郎君) この答申がออกมาしてから、それ以前におきましては、競馬関係の労働関係は必ずしもといひますか、非常に非近代的の面が多かつたのでございます。特に調教師と厩務員等の関係におきましては、徒弟的な関係といふような問題もございまして、徒弟的な関係が強く、その間の労働条件等について明確を欠く点が多かつたのでございますが、その後、厩務員等の労働意識の目ざめもありまして、中央競馬場に

つきましては、それぞれの競馬場厩舎を中心にして、また、その間、固定給の明確化等もはかられ、休日を取りきめ、あるいは勤務時間の取りきめといふようなことも進んでまいりまして、当時比に比べますと、最もおくれでまいりましたそのような労働条件の改善は進んでまいりましておるものでございませぬ。ただ、地方競馬に關しましては、遺憾ながらまだ労働者の分散というふうなことから、組織的な労働条件の改善のための動きというふうな問題が中央競馬ほど出てまいりましておられません。中央の労働条件の整備改善という点に刺激をされまして、次第にそういう傾向が見受けられるやうな状態になつておるわけでありませぬ。なお、中央競馬会の職員につきましても、労働組合を結成いたしましたして、理事者側との労働協約に基づく労働条件の取りきめといふものが行なわれるやうになつておられます。

○渡辺勳吉君 この答申の最後についてお伺いしますが、「現行公営競技の根拠法が異なつていするため、各種公営競技間に均衡を失つておる点が少ないので、所管各省においてこれを是正するやう努力す。」この答申をしておられますが、これが一体関係各省でどのように是正されておるのですか、その点をお尋ねします。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 公営競技の中には、競馬のほか競輪、それからオートレースあるいはボートといふやうなものがあるわけでございますが、これはそれぞれ競技の持つておられます性質が、あるいは伝統といふやうなもので、競馬の施行の主体なり、あるいは施行に關する規制なりといふものが一部異つておる点があるわけでございますが、公営競技調査会の答申は、通しまして、公営競技の持つておられます射幸性、賭博性と申しますか、そういうものの過熱を避ける、また、競技の公正な実施、秩序のある実施といふことを求めておるといふ点が基本的な答申の考え方でございます。まして、そういう意味で、私どものほうとして、たとえば射幸心の過熱を避けるための連勝復

式の馬券ないし車券の発売というやうな点、あるいは場外売り場問題の取り扱ひの問題、あるいは控除金に關します考え方の調整というやうな問題につきましては、関係各省と事務的にも連絡をいたしまして、調整をはかるやうに努めておるののであります。

○渡辺勳吉君 この答申で出している問題は、十項目余にわたつておられますけれども、いま四つ、五つの問題を拾つてお尋ねをした範囲では、かなり改善をされたと思受けられる項目もありませぬし、抽象的過ぎて、ほとんど改善されたと確認し得るに至らない項目もあるものであります。これはやはりもつとこの答申の趣旨を尊重して、より改善の方向に努力を払うべき問題が多々あるやうに思ひます。

それでは、次にお伺いしますが、地方競馬全国協会のやつておる畜産振興のための助成事業の実績は一体どうなつておられますか。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 地方競馬全国協会の畜産振興のための助成事業の概要を、助成をいたしました件数、事業数、補助額で申し上げてみますと、昭和三十七年は、団体の数は中央団体六団体、地方及び地域団体の合計が二百六十三団体、合計二百六十九団体。事業の数は中央団体で十三、地方及び地域団体が四百六十二、合計四百七十五事業。補助額は中央団体につきましては千四百二十五万二千円、地方及び地域団体の関係が二億二千六百三十四万八千円、合計二億四千六百六十九万九千円、合計二億四千六百六十九万九千円、合計二百五十九団体。事業数が中央二十四、地方五百三十一、合計五百五十五。補助額は中央二千六百八十五万九千円、地方三億七千四百四十四万四千円、合計四億二千六百三十三万三千円。昭和三十九年度は、これは多少数字が異なるかも知れませんが、ただいまのところ団体数で中央十一、地方で二百八、合計二百十九団体。事業数は中央二十二、地方三百六十一、合計三百八十三事業数。補助額が中央が六千五百五十七万五千円、地方は地方団体と地域団体に分かれ

ますが、地方団体で一億四千六百二十五万三千円、地域団体が三億八千三百七十二万三千円、合計で五億九千五百五十五万一千円ということになっております。

○渡辺勸吉君 特に最近の、この三十九年についても少し詳しく何え、補助額の中央六千五百五十七万円、地方は約六億、これは特にどうい内容に使われておるのですか、受けた団体が。そのおまな項目だけいいですか、金額は要りません。

○政府委員(梅垣徳太郎君) いま申し上げましたように、事業数が非常に多岐にわたっておりまして、どういものということでも事後的に申し上げますと、第一は、種馬の登録または整備の事業関係でございますので、こういう事業に助成をしておるもの。それから畜産の経営もしくは技術の指導の事業というものは、それから畜産の経営もしくは家畜、畜産物の流通の合理化に資するための事業であつて、主として地域的な畜産の振興に資すると認められるものということでございます。

またあつて、主として地域的な畜産の振興に資するもの地方から申請がおりますものの中から、農林大臣の承認いたしました補助基準というものがございます。特に公益性と緊急性が高く補助の効果が著しいというものを優先的に対象としておるのでございます。

○渡辺勸吉君 たとえば種馬の登録事業とか、あるいは改良指導あるいは畜産経営なり技術指導、流通の改善の指導、これは非常に大事な項目であるわけでありまして、これは政府自体ももっと積極的に、これらの技術指導、まあ総括して言えはそういうことになるわけでありまして、地方競馬全国協会のやる畜産振興のための助成事業、そういうものに政府自体の直接の助成というものももっと積極的にあつてはどうかと思つておるわけでありまして、どのよう政府みずからでは対応されておられるのか。その点を関連してお伺いいたします。

○政府委員(梅垣徳太郎君) ただいま項目として申し述べますと、確かに政府自身も助成指導すべき事業であることは明らかでございますが、地方競馬全国協会と国の助成事業との基本的な考え方、の別別といたしましては、国の行ないます助成事業はおおむね全国的に助成の対象とすべき事業が存し、かつ、そういう実施が可能なものということを取り上げておる、それから地方競馬全国協会の助成については、全国的な実施に至らざる前の一種の実験的な事業もしくは地域的な性格の強い事業というものを取り上げていくということ、政府が行ないます助成事業と競合する事業は原則として取り上げないという整理をいたしておるのでございます。

○渡辺勸吉君 私実は不勉強で、伺うのでありますが、いま畜産局長が答弁したように、重複を避けることはけっこうであります、全国的な普通適的なもの馬に対する事業で、それがきわめて適切なものであるということを確認して、政府みずから積極的に施策を講じておる点は、三十九年度の実績はどういものか、四十年度の予算ではどういものが中心に国の施策として行なわれているのか。四十年度の予算ではどういものがさらに前向きに政府の施策として考えられているのか。いまの御答弁に関連してひとつ伺っておきたい。

○政府委員(梅垣徳太郎君) 馬、馬事の振興に關します政府の直接の施策といたしましては、種畜牧場の運営の中で、種畜改良のための事業を行なつておるものが一つございます。いま一つは、地方におきます優良馬の生産のための種畜の係養について助成をするということをやつてきたのでございますが、三十九年まではその二つの事業が国の事業もしくは助成事業であつたわけでございますけれども、地方に係養いたします種馬についての助成は、国としてはかなり長年月助成をしてまいりましたということ、それから非常に限られた地方になつてきたという実態から、四十年年度からは地方競馬全国協会の助成事業の対象を切りかえてまいりたいということ、国の助成事業として

はとりやめることといたしております。○渡辺勸吉君 三十九年ほどだけやつたんですか、種畜改良では。それから地方優良馬生産のための係養の種畜ですか。○政府委員(梅垣徳太郎君) たいへん申しわけないんですが、予算関係のこまかい資料を持ってまいっておりますので、ちょっとお答えをいたしかねますが、直ちに調べましてお知らせいたしたいと思います。

○渡辺勸吉君 いま準備がなければ、これはあとで資料としてひとつこの委員会に御提出願うことにします。で、伺つておると、どうも年々政府のかまえ方が先細りするような感じがするわけですね。たとえば地方の優良馬生産のための費用は、これはローカルであるという理解でも、これは国直接ではないに地方競馬全国協会のほうにこれを委譲するといふようなことで、たいへんこれは残念な方向だと理解せざるを得ないわけですね。こういう点を掘り下げていくと果てしがありませんから、これは関連でありますからこの程度にして次に進みますが、地方競馬をやつておる市町村の間にもこの収益には非常な格差があります。この格差を是正するために、政府は一体どのような配慮をされてきたのか。してこなければいけない、したとすればどういふような収益配分について監督官庁としては行政指導をされたのか、その点をお伺いします。

○政府委員(柴田護君) 特にその使途について事やかましく指導はいたしておりません。○渡辺勸吉君 答弁は簡単だが、だいたいどうもいろいろ基本的な問題の取り組み方がいまの答弁でも不十分過ぎると思つて、たいへん心配です。もしもこの改正案が成立しなかつた場合、再指定基準は一体どのようにきめるつもりですか。その市町村の数のどのくらいが最も影響を受けるかと考えますか。○政府委員(柴田護君) 災害の部分につきましては、標準財政収入の一〇%という基準を願ひいた

しておつたわけでございます。また、新法による分につまましてはそういうふうなことで、そういう基準で指定をしております。たしか一町村だけ指定したと思つて、災害の部分につきましてはそういう基準でしてあります。

なお、先ほどの問題でございますけれども、特に使途について事やかましくは申ししておりませんが、もとより指定を申請いたします場合には、その使途につまましては一応触れるわけでございます。先ほどの御指摘のありました公営競技調査会の答申の趣旨もございまして、その趣旨に沿つた意見はその場で申し上げていっておりますけれども、特にそれについての事やかましい指導ということはいままでいたしてこなかったというわけでございます。

○渡辺勸吉君 私の質問はこの程度で終わりますけれども、いままで明らかになつたことから明らかになつた、幸い議員提案で、三年の延長があつた、たいへん政府としてもこれはけっこうであるといふことで、まるで人ごとのような対応のしかたである。具体的な内容を聞いても、答弁は抽象的であつて、その真意をつかむにきわめて困難を感じる。もう少しまじめに、この競馬法なら競馬法の成立の経過、昭和三十七年に三十九年を限つて時限法を延長した責任というものは、これは特に政府としては大きなものがあるといふ自覚を私は促したいのであります。何としても、ここで三年の延長をすることは、安易にこれは流れております。いままでのような政府の怠惰なかまえ方では、私は今後の三十九年の経緯も非常に憂慮にたえないものであります。この際、政府はえりをただして、この三年以内に、あるいは公営競技調査会の答申の問題にしてもそうでありまして、あるいは地方財政の不足財源として依存している、これらの問題をさらに踏まえて、もっと抜本的に政府としては立ち向かうといふことを、これは質問ではありませんが、強く要求して、私の質問を終わります。

しては、標準財政収入の一〇%という基準を願ひいた

○北條篤八君 私が質問したい点は、渡辺委員から大部分ごさいましたのでありますが、なお、ちよつと重複しますが、先ほどお話をありましたとおり、この改正法案を急に上程されたことについて、その理由としては、昨年から財政が非常に苦境におちいったということが一つの理由になつてゐるようでありませぬけれども、そうすると、昨年までは、この三カ年間のうちに、何とか前の法案どおり地方競馬は廃止ができるというふうな思つておられたのかどうか、その点があまりはつきりわからなかつたのですが、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(柴田護君) 先ほどお答え申し上げましたように、この競馬法が改正になりましたときは、経済状態が上り調でありますし、地方財政も非常に健全化し、安定化したという方向でいわれておつたわけでありませぬが、先ほど申し上げましたように、三十九年度が始まる前後から、調子が悪くなつた。最初予想いたしましたような状態ではございませぬけれども、依存度も自然低くなつてまいりますし、そう大きな変動を地方財政に与へることなくして、新法に移行できたであらうと思つたのであります。しかしながら、昨年の初めごろから、地方財政が非常に憂慮すべき状態になつてまいりましたので、新法に移行するに付いては、いろいろ問題が出てまいつたのでありませぬ、私どももいたしましては、政府部内におきまして、農林省ともいろいろその措置について話し合つてきておつたわけでございます。

○北條篤八君 そうしますと、法律改正を必要とする理由に、現在、競馬の施行の指定を受けている市町村が百二十八ある。そのうち競馬場の所在市町村が三十一、また、災害の残つておる市町村が十八、これを除いた再指定ができない市町村が七十九になるわけでありませぬが、その七十九の市町村は全部この財政負担にたえられない、三年前と同じ状態でおるのか、あるいは幾ぶんかはこの競

馬の収益によらないでいけるようなものも少しはあるんじゃないかと思ふんですが、いわゆる格差といひますか、その状態はどうなんですか。それは程度が違ふと思ふんです。これだけの中に一つ、二つは廃止してもいいところがあるわけだと思ふんですが、その点はどうか。

○政府委員(柴田護君) こまかいせんさくをいたしてまいりませぬ、お話しのようなところがあつてもいいと思ふ。しかしながら、全体としての色調は地方財政全体の色調と同じでございます。四十年度の財政を想定いたしますれば一段と苦しさを加えてきておるといふことであらうと思ひます。

○北條篤八君 そうなりますと、これはきょうになつて急に廃止ができないというんじゃないか、相当前から、この三年以内にはできないというところがわかつていたんじゃないか。また、それくらいわかつてなければならぬと思ふんですが、何かもこの期限が迫つた今日この改正案を出さないで、もつと前に政府として出すべきじゃないかと思ふんですが、で、幸いにも議員立法であつたと、先ほど渡辺委員からもお話をありました、もしこれがなかつたらどうされるのか、その点をひとつ所信を伺ひます。

○政府委員(柴田護君) その点は、昌頭にもお答え申し上げましたとおり、私どももいたしましては見通しを誤つたといふことではございませぬ、何と言われましても責任を痛感いたしておるわけでございますが、要するに地方財政全体の見通しが甘かつたといふことではございませぬ。したがつて、このような情勢になつてまいりましたので、単に指定とか、そうでない、指定しないとかいふたやうな問題でもつて、それ以外の方法でもつて片がつくものならばいいのでありませぬ、こういう情勢になつて考へてまいりますと、やはりそのかわりに財政制度的な問題を考えてまいらなければ混乱が起るのだから、そういう見通しを持つに至つたのであります。

昭和四十年年度の地方財政問題というものを考へてまいりましたときに、とてもこのままではないへんなことになるといふやうな感じがする。考へまして、その間の事態の取捨の方策につきましては主管省である農林省といふ話し合ひをしてきたといふのが今日までの経緯でございます。

○北條篤八君 そうすると、どうしてこれ、政府の提案になつたのか。議員立法にしたその理由が私にはわからないんですが、それは提案者のほうからひとつ……

○衆議院議員(笹山茂太郎君) 実はこの法律は、いま問題になつております本年の三月三十一日までは競馬法の本則へ帰りまして、都道府県営という事態になるわけでございます。したがつて、この前の競馬法の改正の経緯から見まして、将来の地方競馬とうものを、現在の市町村の経営主体から、施行権の主体が都道府県へ移行するといふ大きな原則がございませぬ、その原則について政府が、政府の側からこれをさらに延長するといふふうなことは、従来のいふゆるたてまえからなかなか困難ではないかといふふうな察知されるのでございませぬ。ただ、私どもは関係の市町村、あるいはまた関係の知事、そうした方面の陳情によりまして、早くこの問題をけりをつけてもらいたい、将来の明るい見通しを持つて、地方財政の確立に資し得るような状態をつくらせてくれといふたやうな、たゞ重要なところの懇請がございませぬ、私どももいたしましては、これは政党政派を問はず、こうした地方自治の健全な発展といふことはきわめて大事なことでございませぬ、当初農水委員長の提案をしてこれを運びたいといふ考へておつたのでございませぬ。ところが、その点におきまして、途中におきまして、まあ急にすぐ話し合ひがつくといふ問題でもございませぬ、一方において時日が迫つていふやうな状態でありまして、特にそうした事情を勘案しまして、議員で提案するといふやうな経過になつたわけでございます。私の説明の足りない分

については、政府側のほうから、補足的に説明があるかもしれませぬ。御了承願ひます。

○政府委員(樽垣徳太郎君) 今回の法律の改正の要旨は、いままで提案者の御趣旨にもございませぬ、従来法律による付則第七条の、法定指定の期間をさらに延長するといふことでございませぬが、われわれもいたしましては、競馬法第一条の改正に当たりまして、地方競馬の施行は原則として都道府県を適当と考へるといふ基本的な考へ方は変えてないのでございませぬ、自治省から地方財政上の理由で、さらに再延長が望ましい、法律改正について検討をしてもいいといふお話があつたのでございませぬ、ただいま申し上げましたやうな競馬施行の本来的な姿、本来的な勢といふ点から、再延長についてにわかに農林省としても踏み切れない、自治省当局と協議を重ねておつたのでございませぬが、たまたま期日も切迫してまいりました関係もございませぬ、地方財政の問題に対する御認識の点からも、急いで議員提案で法律改正を行ないたいといふ御趣旨のことを、衆議院の國會議員の方々から何ううになつたので、私どもも踏み切れないな問題が、この形で法案として御審議願ひということについては、われわれとしても迷つておりました問題に結論を出していただくという意味で、先ほど自治省からもお話をありましたやうに、実はほつとしたといふ心境でございます。

○高山恒雄君 関連。ほつとしたと言われると、質問できぬのだけれどもね。大体まあこの提案者の説明は、これは政府でつくられたと思ふのだが、こういう災害が残つていふことが、市町村の非常に困難な地域があるといふことが、この趣旨説明であるわけだ。こういうことは、地方財政の困難な状態といふことがわかり切つていて、議員提案にしなければならぬほど政府がこれを考へなかつたといふことは、これはほつとしたやうなことに、これは全く責任問題でせぬ。むしろ逆に政府のほうから、こういう事態が起つておるし、しかも地方の災害に対しては、こういう状態があ

るということを積極的に出して、そしてこれを延期しなくちやいかぬというならわかるけれども、いま提案者のほうの意見を聞くと、地方からはそういう陳情もあつたと私は思うのです。そういう希望があつて、これは当然三月一ぱいで切れるし、これは延期しなくちやいかぬというので考えたということですね。そうすると、政府が日常こういうものを見ておらなくちやいけないものが、議員からこれを提案しなくちやならぬという状態になつてくると、政府はあつてもなくともいいじゃないかということになるのです。この点どうお考えになるのですか。政府のほうはあまり無責任だと思ふのだ、私は。

○政府委員(柴田護君) おしかりをこうむるのこともつとも思いますが、私どももいたしまして、私どもなりにその必要を痛感し、主管省である農林省とたびたび折衝し、法案の改正につきましてお願いをしまつたのでございます。結果的に見て、おしかりを受けるような事態になりましたのは遺憾でございますけれども、私どももいたしましては私どもなりに極力を尽くしておつたのでございます。

○高山恒雄君 その答弁はいまいにしないではっきり答弁してくださいよ。さつき提案者の御意見を伺つと、ほんとうはそうでしょうけれども、都道府県の財政というものが非常に困難におちいるから、しかも災害等の継続もあるし、困るという状態で陳情もあるし、それで議員として提案するに至つた、こうおっしゃつておるのですよ。いまあなたの御答弁を聞くと、実は農林省にも前からこの話はしておつた、おつたらそれを實現させるのが政府の仕事でしょう。それを實現させないで、議員がやつたからほつとした、何かそこに隘路があつたのかないのか、あなた方が相当農林省にもそれだけの提案をしなればいかぬということとを主張したにもかかわらず、これは反対があつたのかどうか、そういう点で聞かしてください、答弁はいまいでなくともつとつと聞きしてもらいたい、この点は。

○政府委員(柴田護君) 事実をありのまま申し上げておるわけでございます。私どももいたしましては、先ほど北條委員の御質問にお答え申し上げたような経緯で、昨年の秋に、こういう趣旨の改正をする必要があるという結論になりました。法案の主管省は農林省でございますので、農林省にそのような改正方をお願いしておつたわけでございます。しかし、農林省といたしましては、競馬法のたてまえ、改正のたてまえ、従来の経緯もあるわけでございますから、その間に意見の調整がつかず、たび重なる折衝を続けてまいつたのでございますけれども、法案の改正に関する意見の一致を見ないままに事態が推移したわけでございます。この関係は単に私どもと畜産局との間だけの折衝でございます。大臣同士の話し合ひも行なわれております。話し合ひがつかないままに時日が推移してまいつたことでございます。

○高山恒雄君 それでわかりました。いま、昨年の秋はじめて農林省にそういう折衝をされたといふけれども、この財界の不況というのは昨年の秋から始まつたわけではないのでありますから、とうにこういうことはわかつていなければならないはずだと思つたのです。ですから、そういうように気がついておつたら、なぜもつと早くその折衝をしなかつたか。昨年の秋なんていうのは、私はおそいと思つたのです。その点はどういふふうなお考えですか。秋になつてはじめて、これはとても伸ばさなければならぬということに気がついたわけじゃないと思つたのです。

○政府委員(柴田護君) 昨年の秋ということを中心上げたのは、結論を出すのがその時期になつたということでございますが、しかし、実際は人事院勧告の取り扱ひ等をめぐりまして、昭和三十九年度の財政、昭和四十年年度の財政というものが見通される時期というのは大体秋でございます。そのころになりまして、それらの扱ひ等から、昭和四十年年度の地方財政の推移というものを勘案いたし

ましたときに、いまここで新法にそのまま乗り移るといふことは、いろいろ手段を考えましても地方財政に激変を与えないわけにいかない。しかも、四十年年度の地方財政というものは、普通の年度の地方財政と違つたという認識を持ちましたので、その結論に従ひまして、法の改正ということについて農林省と折衝を始めたわけでございます。

○北條八君 わかりました。そうすると、これはそういう財界の不況がなければやれる見込みであつたとすれば、もし廃止になれば、それによつてこうむる失業者というものは一体どのくらいになるお見込みですか。

○政府委員(柴田護君) 旧法、暫定措置がなくなつて新法に移りました場合においては、結局、都道府県営の競馬は残るわけでございますが、市町村営の競馬と申しましても実際的にやりますのは、競馬場はあるわけでございます。その競馬場を借りて使つてやつておるわけでございます。で、実際の失業者等につきましては、そんなに影響がないだらうと思つておるわけでございます。

○北條八君 売店とかその他、新聞もありました。それはもうあまり気にとめておられないわけですね、たいしたことはない。

○政府委員(柴田護君) 府県営の競馬が残るものがございますから、そんなに影響はないと思つておるわけでございます。

○北條八君 そういうものに対して、別に予告とか何とかいうようなことは、全然初めからしなかつたわけですか。

○政府委員(柴田護君) さようなことはあまり深く考へていませんでした。しかし、事態がもしそのまゝ移つてしまふということになりますれば、そういうものについての考慮も私わなければならぬ場合があるかもしれんという程度の認識は持つておつたわけでございます。しかし、府県営の競馬は残るものがございますので、そんなに多くの影響はないだらうというふうな考えました。

○北條八君 もう一点伺いますが、またさらに三年延期をするという、その三年という年数です

が、前からの経過をいろいろ伺いますと、はたして三年がいいのか、五年がいいのか、私は三年の根拠について納得するような御答弁をいただきたいと思つたのですが、先ほどこれは渡辺委員からの質問がありましたけれども、なお三年で、必ず今年度はさらに三年後に延期しないでも大丈夫なんだ、実行できるんだというその確信を伺いたいと思つた。

○衆議院議員(笹山茂太郎君) その点は、私のほうから御説明申し上げます。実は三年年延長ということについては、いろいろ意見を交換するうちには、四年とか五年といったような説もあつたわけでございますが、いまの本則に返るといふ場面におきましては、都道府県に入つたところの収入が今度再配分されて、従来の地方競馬施行主体の市町村に適當に蓄積に回るといふふうな条例も新しくつくらなくちやならぬし、そうした市町村営の競馬が廃止されましても、県によりましてはすぐそのまゝ都道府県営に移管することを、県のほうとして好まないような県もあるわけでございます。そうすると、地方財政の全般の問題をめぐりまして検討しなげなればならぬところの事項がたくさんあるわけでございます。そういう点を考慮するといつと、こゝ一兩年ではなかなか困難ではないか、さらにまたこうした点に波及する問題も出てくるかもしれぬ、そういう点を考慮するといつと、三年といふことはぜひとも必要ではなからうか、こう勘案したようなわけでございます。

○北條八君 いずれにいたしましても、こうしたことをしばしば繰り返すといふことは、これはいけないことは当然でございます。私どももしましては、この三カ年間は最後の問題として必ず取り扱つてまいりたい、そういうことを政府のほうにも強く申し入れておるようなわけでございます。

○北條八君 自治省としてのあなたの確信を伺いたい。

○國務大臣(吉武憲市君) 競馬法の問題でございますが、自治省といたしましてはこれを財源に

すると、これは実は好ましくはないのでございますが、今日の地方財政の現状から見まして、いま直ちにこれがやむということになりますると非常に困る問題でございますから、これが成立をいたしましたことは賛成をする次第でございますが、しかし、いまお話がございましたように、できるだけ早くこれを廃止をしたいと思いますという気持でございますので、三年間のうちにひとつ何とかいたしたい、かように思う次第でございます。

○委員長(仲原善一君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○渡辺勸吉君 私、ただいま提案をされております競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対して、日本社会党を代表して、反対の討論をいたすものであります。

いまさら申し上げるまでもなく、競馬の目的は、中央競馬会法第一条に明らかなように、「競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与する」とうたつてあるように、その目的はきわめて崇高なものであるわけでありま

す。しかるに、質疑を通じて明らかになった点は、政府のこの競馬の取り上げ方に対しては、年々その措置がきわめて低下しておるといことが質疑の過程において明らかになったわけでありま

うものは、この時点において明らかになったものではなくして、当然この三年間の経過の中に、もつと政府が根本的に取組むというその責任を喪失した結果、またざるこれを三千年も延長せざるを得ないという不ていさい、不面目な内容を国民の前にさらしたものと断せざるを得ないのであります。しかもこの競馬そのものは射幸心にこれを依存する運営というものではなしに、あくまでも本来社会的な娯楽の健全化の方面で規制されるべきものであるのに、何らそういう規制に対する行政的な指導の措置が見受けられない。もつとこれらの当該市町村の財政の基本問題に関連して、さらには地方自治体の本来あるべき憲法でわざわざ一章を独立してうたつておるその趣旨にもかんがみ、もつと基本的に地方財政の確立に前進したならば、これらの付帯的な問題等は、とうにこれは解決すべきものであるのに、それらを遷延今日に至らしめて、議員立法に名をかりて、きわめてこれはありがたい措置であるというがごときに至つては、政府の無責任さに私は痛憤を覚えるものであります。

以上の理由をもつて、私は本法案には反対の意思を表明するものであります。

○委員長(仲原善一君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を問題に供し

ます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲原善一君) 多数でございます。よつて本案は、多数をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十九分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、一般農道事業の補助率引上げ等に関する請願(第一三八〇号)

一、食料品総合小売市場管理会法案反対等に関する請願(第一三八五号)(第一三八六号)

第一三八〇号 昭和四十年三月十七日受理

一般農道事業の補助率引上げ等に関する請願

請願者 島根県益田市益田九三八ノ三

石三七雄外五百四十九名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第七四八号と同じである。

第一三八五号 昭和四十年三月十八日受理

食料品総合小売市場管理会法案反対等に関する請願

請願者 福島市早稲町四福島海産物協同組合内福島県水産物小売団体連合会

内 富樫錦吾

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

第一三八六号 昭和四十年三月十八日受理

食料品総合小売市場管理会法案反対等に関する請願

請願者 静岡県浜松市浅田町一、〇六〇

吉田八郎

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第七〇八号と同じである。

昭和四十年四月五日印刷

昭和四十年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局